

平成30年 教育委員会第2回定例会 会議録

日 時 平成30年2月13日（火）

午後3時03分～午後4時51分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課、指導課】

(1) 『議案第2号』教育事務に関する意見聴取

第 2 報告

【子ども総務課】

(1) 平成30年度予算の概況

【子ども支援課】

(1) 平成30年4月保育園等一次入園申請状況（速報）

【子育て推進課】

(1) 保育所等施設整備計画

【学務課】

(1) インフルエンザによる学級閉鎖の状況

【九段中等教育学校】

(1) 平成30年度 千代田区立九段中等教育学校適性検査受検状況

第 3 その他

【子ども総務課】

(1) 区立保育園卒園式・各学校卒業式及び入学式等

(2) 平成29年度 区立学校・園卒業式等出席者名簿（案）

(3) 教育委員会行事予定表

(4) 広報千代田（2月20日号）掲載事項

【指導課】

(1) 中学校東京駅伝大会の競技結果

(2) 学級経営力向上研修会の開催

出席委員（4名）

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地

出席職員（11名）

子ども部長	大矢 栄一
教育担当部長	小川 賢太郎

子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	安田 昌一
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども支援課長	加藤 伸昭
子育て推進課長	土谷 吉夫
児童・家庭支援センター所長	新井 玉江
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	柳 晃一
指導課長	杉浦 伸一
指導課統括指導主事	佐藤 達哉

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	村松 紀彦
総務係員	松村 秀一

坂田教育長	<p>それでは、ただいまから第2回の教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>事務局の側で、小川部長、小池課長、新井所長は少々おくれておりますが、後ほど出席いたします。</p> <p>本日は、傍聴の方は特段いらっしゃいません。これから傍聴者から申請があった場合は、許可することとしておりますので、ご了承ください。</p> <p>本日の署名委員は中川委員にお願いします。</p>
中川委員	はい。
坂田教育長	よろしく願いいたします。

◎日程第1 議案

子ども総務課、指導課

（1）『議案第2号』教育事務に関する意見聴取

坂田教育長	<p>それでは、日程に入ります。まず、第1、議案です。議案第2号、教育事務に関する意見聴取についてです。条例の改正です。子ども総務課長より説明願います。</p>
子ども総務課長	<p>それでは、2月21日に開会が予定されております区議会第1回定例会に、区長が提案する条例のうち教育委員会に関係する2本の条例につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく教育委員会への意見聴取として、2月9日付で区長から通知がございました。2本の条</p>

例に対する意見聴取ですが、このうち幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、前回の第1回教育委員会定例会の際にご議決をいただきまして、立案請求をした内容と同じ内容で、今回意見聴取があったものでございます。こちらのご説明は省略させていただきます。

もう一つの条例でございます、職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、区長部局が所管する条例でございますが、幼稚園教育職員も対象となることから、今回意見聴取があったものでございます。

このため、本日は職員の退職管理に関する条例につきまして、資料に基づき概略をご説明させていただきます。

職員の退職管理につきましては、こちらの資料のほうに記載してございますが、趣旨といたしまして、職員等の再就職に関し、公務の公平性を確保するために、従前は事後規制という形で条例を定めておりましたが、今回見直しを行いまして、事前規制を導入するという趣旨でございます。

概要でございますけれども、まず、職員の再就職のあつせんあるいは求職活動、これを規制いたしまして、再就職の手続を厳格化するというものでございます。

ただし、例外といたしまして、退職管理委員会の審査を経て、任命権者が承認した場合には、この禁止を解除するというものでございます。

次に、職員の再就職等に関するガイドラインを策定するというものでございまして、これによりまして再就職の基準等を明確化する、あるいは手続等、こういったものを新たにこのガイドラインのほうに定めていくというものでございます。

そして、先ほど1のところでも申し上げましたけれども、外部有識者による退職管理委員会、これを新たに設置いたしまして、再就職の公平性を確保するというものでございまして、職員の再就職のあつせんあるいは求職活動、こういったものを認めるケースに関して、この委員会に諮問し、答申をいただき、再就職の公平性を確保するというものでございます。

改正いたします条例は、職員の退職管理に関する条例、施行予定期日は、平成30年9月1日を予定しているものでございます。

次に、職員の退職管理制度の今回の見直しにつきまして、概略、こちらの資料に基づきまして、ご説明を申し上げます。

既に区におきまして、退職管理制度という形でこの退職管理に関する条例で定めておりますものは、平成28年4月に地方公務員法の改正法が施行されましたことによりまして、退職管理制度が解消したというものでございます。この際の趣旨につきましては、地方公務員法の改正によりまして、こちらで最低限の規制をかけていくというものでございまして、国家公務員の退職管理の状況等を踏まえて、各自治体で必要な措置を判断した上、実施するというものでございました。

したがって、これを踏まえまして、現行の退職管理制度、既に条例で定めてきたものでございますが、これは、再就職者、これは退職した元職員

が、現職の職員に対して働きかけをするようなことを規制する、禁止すると。それから、再就職をした元職員、管理職であった元職員が再就職をした場合には、その就職した情報を任命権者に届け出をする必要があるというもの。それから、違反した場合には罰則、これは地方公務員法の規定で罰則が定められているというものでございます。

今回見直しをするに至りました経緯でございますけれども、公務員の再就職に関して社会的関心が高まっていること、それから区の外郭団体等への再就職につきましても、一層透明性、公平性を確保すべきであるということから、今般見直しを行いまして、これまでの事後規制のほかに、事前の規制を導入するというもので、一層公平性、透明性を確保するというものでございます。

見直しのポイントでございますけれども、職員の再就職のあつせんあるいは求職活動について規制し、再就職の手続を厳格にするということ、これが原則でございますけれども、その例外といたしまして、この退職管理委員会の審査を経て任命権者が承認をしたときには、その禁止を解除するというものでございます。

なお、職員の再就職等に関するガイドライン、これも新たに制定いたしまして、再就職の基準等を明確化するというものでございます。しかし、このガイドラインにつきましては、条例でこれをうたうものではございませんで、別途これはガイドラインという形で策定することを予定しているものでございます。

また、退職管理委員会につきましては、これは条例のほうに退職管理委員会の設置をうたいまして、区長の附属機関という形で位置づけをするものでございます。こちらにつきましては、このガイドラインの承認あるいは諮問・答申といった形での役割を果たしていただくというものでございます。

今後の具体的なスケジュールの予定でございますけれども、第1回区議会定例会におきまして、この条例案を上程いたしまして、その後、年度が明けて、新制度の運用体制の整備を図りまして、本年9月から具体的にこの規制を開始するというものでございます。

なお、委員の皆様には、事前にお送りした資料の中に、具体のモデルケースといたしまして、この規制の適用等について、具体的なイメージといたしますか、そういったものを図にした資料もご参考までにご送付させていただいたものでございますけれども、こちらにつきましては、ご説明は省略させていただきます。

本件につきまして、ご説明は以上でございます。

坂田教育長

はい。条例のうち、職員の退職管理に関する条例、これは幼稚園教職員にも適用があるということでございます。いわゆる、天下り問題みたいなものの規制です。ご意見、ご質問があれば、どんなことでも結構です。

お願いいたします。

金丸委員

よろしいでしょうか。職員の退職管理についての説明文の中に、「職員の

再就職等に関するガイドラインを策定し」云々という文言があって、通常ガイドラインというものは、法律とは別、もしくは条例とは別なので、普通「ガイドラインを策定する」という条例文がどこか1項入っていないといけないと思うのですが、これを読んでいると、退職管理委員会の許可がなくてできるものはこういうものがありますよという、条文の適用されない具体例が載っています。それはガイドラインとは別だろうと思いますね。するとガイドラインを策定するところに書いてあるとなると、一体それはどこで規定されているのかということをお教えください。

子ども総務課長

ただいまの金丸委員のご質問でございますが、ガイドラインの策定につきましては、この条例の案文の中にはうたい込んでおりません。実は、この条例の案文のいわゆる下敷きといいますか、参考にいたしましたものが、既にこの退職管理委員会等も定めて運用しております東京都の職員の退職管理に関する条例、これを参考として、下敷きにしているというものでございます。都のほうもこのガイドラインについては別途定めてはおりますが、条例本体にはその旨うたい込んでいないということから、いわゆるこのガイドライン自体は、事務手続的な部分等々、これを改めてここに定めていくというものでございますので、この条例自体にはうたい込んでいないというものでございます。

坂田教育長
金丸委員

ここには根拠がないということですか。

ということは、ガイドライン云々というものは、条例改正については考える必要はないというふうに理解すればよろしいわけですか。

子ども総務課長

はい。今回議案としてご提案をいただくに当たりましては、この条例本体ということでございます。実はこのガイドライン自体、まだ未策定の段階でございまして、まだお示しできないということもございまして、今回はこの条例文、案文についてお諮りさせていただくというものでございます。

坂田教育長
子ども総務課長
金丸委員

これは、条例の中には別に定めるみたいな規定もないんですか、特に。

特にございません。

ということは、退職管理委員会が設置された後に、その委員会としての行動指針みたいなものとして、このガイドラインをつくるというふうに理解すればいいわけですね。

子ども総務課長

退職管理委員会のほうに、ただいま金丸委員のご質問がございましたように、このガイドラインもお諮りするということになりますので、まさにひとつ行動指針といったような、そういう位置づけになるかと思えます。

坂田教育長
中川委員

はい。

ちょっと細かいことで、わからないので教えてください。退職管理制度の見直しについての一番下の「見直しの趣旨」ですけれども、「これまでの事後規制の他、事前規制を導入することにより」という文章ですが、ここが、事後規制というものは、生きているということですか。事前規制の位置づけですか。

子ども総務課長

これまでの事後規制というこの内容は、退職した元職員が、働きかけをす

ることを規制するといったような、そういった規制の内容でございまして、それについて、今般事前規制というものは、退職管理委員会を間に関与させまして、諮問等を行うという、そういったつくりになることから、事後規制のほか、事前規制を導入するという、このような表現になっております。

金丸委員 ちょっと、よくわかりにくいですね。では、この事前事後というものは、退職のことを言っているわけですか。退職後の規制、退職前の規制。

子ども総務課長 はい。おっしゃるとおりでございまして、文言の解釈としては、今、金丸委員のご指摘のとおりということで結構だと思います。

坂田教育長 よろしいですか。ほかにございますか。

このモデルケースの資料、これは、職員等が民間団体に対し再就職を依頼するケースで、自身の再就職について依頼するときは、当該の職員が再就職できますかと直接民間団体に働きかける、これはいいですよ。これは丸というふうになっていますよね。見方がよくわからないですけども、他の職員が介在するときはだめだということですか、これは。

子ども総務課長 介在する場合は、要するにあっせんという、そういった形になってしまうという、そういう考え方ですね。

坂田教育長 自分で足を運んで、就職活動する分にはいいと。

子ども総務課長 はい。これ、管理職ではない職員ということでございますね。

坂田教育長 具体のケースでいろいろ確認しないと、ちょっとよくわからないところがあると思いますね。

中川委員 イメージがわかりませんね。

坂田教育長 そうですね。たしかに。

坂田教育長 ただ、文科省の職員が大学の教授になっていくみたいな、先般も問題になりましたけれども。

中川委員 そうですよ。

坂田教育長 ええ。だから、それにはやっぱりそれにふさわしい人が、本来行くべき、手順を尽くして、社会的公正性というものを担保するために、この1つの規制を入れたということでございます、大きくくりには。

また、個別具体にはいろんなケースがあるのだろうなというふうに思いますが、そこは今後、ガイドラインも含めて、詳細なルールができてくるというふうに思います。

金丸委員、どうぞ。

金丸委員 条文の問題ですが、改正後の文案の中の一番最初の括弧書きの目次には、「再就職者による役職員等への」という記載に変えていますよね。「役職員等へ」と。普通はそういうふうに変えた場合には、第3条は、「職員は」ではなくて、「役職員は」になるのではないかと思うんですが。これは「役員」を外しておいて大丈夫なんでしょうか。

坂田教育長 新旧対照表の見てみると……

金丸委員 これは、新旧対照表の5分の1ページを見ていただくとわかりやすい。

坂田教育長 5分の1ページ。

金丸委員 その左側の「新（改正後）」と書いてあるところの一番上の括弧書きですけれども、「再就職者による役職員等への依頼等の規制」という形になっているものですから、役職員、要するに職員だけではなくて役職員、役員も含めてそれを禁じますよというテーマになっているにもかかわらず、3条のところを見ると、「再就職のあっせん等」の規制の中に、「職員は」となっていて、「役職員は」になっていないことは、言葉が足りないのではないかという質問です。

子ども総務課長 この括弧書きの「再就職者」に、いわゆる新の改正後の「再就職者による役職員等への依頼等の規制」は、これ、第2条のところにかかるものでございまして、第3条は、この上にございます「再就職のあっせん等の規制」の、こういった形でのくくりといたしますか、そういった趣旨でございまして。

金丸委員 私の質問は、この括弧書きは2条にかかっているもので、2条を見なければわからないのかもしれませんが、通常、役職員への依頼が禁止されていれば、あっせんを禁止する対象は、職員だけではなくて、役員も含めて「役職員」になるのではないですかという質問です。

もしくは、役員についてだけ2条に禁止条項が載っているとすると、「役職員への」云々という言葉がおかしくなってしまうだろうと。

坂田教育長 普通の職員と……

金丸委員 ああ、言われてみれば。

金丸委員 言葉をかえて言うと、2条は再就職者による役職員への依頼の規制ですよ。3条は、今度、逆にあっせんの規制なわけですよ。そうすると、依頼が規制されているのに、あっせんは規制されていないということはおかしいから、したがってここも役職員にならないのかという、そういう質問です。

坂田教育長 うん。そこはどうでしょう。ちょっと、今、即答はできないかな。何か全体を見てみないとよくわからない。

すみません、そこはちょっと、条文をもう一回確認してもらっていいですか。それとも、答えられますか。

では、休憩します。

（休 憩）

坂田教育長 それでは、委員会を再開します。

ただいまのご質問の件につきましては、事務的に今調査をしておりますので、もし時間が間に合えば、この委員会中にお答えし、間に合わなければ、後ほどまた、ご連絡をするということで、先に進めさせていただきます。

それでは、報告事項に移ります。

◎日程第2 報告

子ども総務課

(1) 平成30年度予算の概況

子ども支援課

(1) 平成30年4月保育園等一次入園申請状況（速報）

子育て推進課

(1) 保育所等施設整備計画

学務課

(1) インフルエンザによる学級閉鎖の状況

九段中等教育学校

(1) 平成30年度 千代田区立九段中等教育学校適性検査受検状況

坂田 教育長

では、日程第2、報告に入ります。

子ども総務課長

平成30年度予算の概況についてご説明をさせていただきたいと思います。

それでは、平成30年度当初予算案の概況につきまして、ご説明申し上げます。

まず、平成30年度予算の特徴でございますが、本区におきましては、平成29年4月に住民基本台帳の人口が6万人を超えまして、人口増加が続いている状況でございます。特に、子どもや高齢者など、行政サービスを必要とする年齢層の増加が著しく、待機児童の解消あるいは特色ある教育の充実等、あるいはまた、高齢者対策の推進等の課題を抱えているところでございます。

また、平成30年度の税制改正におきましても、都市部と地方との税収格差を是正するような地方消費税の清算基準の見直しが行われたところでございます。

しかしながら、このような状況にあっても、区はちよだみらいプロジェクトが目指す安心して暮らせる豊かな地域社会の実現に向けまして、さまざまな取り組みをさらに加速させていく必要がございます。

平成30年度予算につきましては、区民生活を支える事業を効果的に力強く進める予算といたしまして、子育て支援の充実、質の高い教育の推進などの次世代育成に関する取り組み、その他保健福祉に関する取り組み、危機管理に関する取り組み、環境対策に関する取り組み、これらを重点事項に定めまして編成を行ったものでございます。

各会計予算の規模でございますけれども、平成30年度は全会計の予算規模が735億1,300万円と、対前年度比では10%の増となりまして、全会計の当初予算の規模としては過去最大となったものでございます。

歳出予算、一般会計におきまして、子ども費は、九段小学校・幼稚園の整備、私立保育所等整備補助、私立保育所等運営補助の増などによりまして、対前年度比56億5,700万円、42.8%の増となったものでございます。

次世代育成に関する取り組みといたしましては、保育園、学童クラブにおける待機児童ゼロを引き続き堅持するために、私立認可保育所・私立学童クラブの整備、あるいは保育士への奨学金返済支援による保育所等の人材確保と定着率の向上を図るため、支援を行うというものでございます。

また、増大する保育需要に対応するために、平成30年9月に1カ所、平成31年4月に3カ所、平成31年度中に2カ所の私立認可保育所の開設を目指し

ているものでございます。

子ども発達センターさくらキッズにおきましては、言語聴覚士あるいは臨床心理士の増員、これを図るものでございます。

また、先ほど申し上げました保育士の就業者の奨学金の返済を助成いたしまして、保育施設の人材確保、定着率の向上を図るものでございます。

大きな社会問題になっておりますいじめ問題等につきましては、新たに学級経営支援アドバイザーを活用いたしまして、よりよい学級づくりにつなげていくことを予定しております。

また、特別支援教育の充実を図るために、学習・生活支援員等の配置体制を見直しまして、幼・小の連携を深めた継続的な支援を強化するものでございます。

和泉小学校・いずみこども園等、施設設備の老朽化、施設動線等、課題がございますので、こちらにつきましては、整備調査検討ということで、その整備の進め方を検討していくものでございます。

以上、子育て関連予算額の推移でございますが、平成30年度は、子ども1人当たりの予算額は、105万4,000円という形になっております。

平成30年度、当初予算案の概況につきまして、ご説明は以上でございます。

坂田教育長

はい。平成30年度予算の子ども部に係る概況でございました。

何かお気づきの点、ご質問、ご意見がございましたら。

はい。中川委員、お願いいたします。

中川委員

子育てに関する予算が、次世代育成ということで、一番重点的にとってくださるのはいいことだと思うのですが、細かいことについては、まだもっとこうしたい、ああしたいとか、こうしてはというようなことを、私たちも考えたいと思っています。その辺の細かいところが見えてこないの、ちょっと伺いたいのですが。

11ページに、子どもが読むことを想定した「子ども版共有ビジョン」をつくるのか、その後、新たに学級経営支援アドバイザーを活用するとか、学習・生活支援員等の配置体制を見直すということが出ていますけれども、まず全体的なこういうことは、いつの段階で決められたものでしょうか。私たちは伺っていないですよね。

坂田教育長

はい。それについては……

子ども支援課長

ちょっと、今ご指摘を受けたところについては、多分共有ビジョン、また学級経営支援アドバイザーと、あと、学習・生活支援員につきましては、うちの課の所管ではないところでございますが。トータルの意味合いでということでは……

中川委員

そうですね、これは一部であって、全体的にどうしてこういう形になったのか。

子ども支援課長

たしか予算編成の過程で、ちょっと細かいところまで多分お伝えはしてないと思いますが、部の組織目標や予算編成方針を決める際に、この教育委

員会の中でご意見をいただきまして、さまざま決めていったといった部分がございます。その後、詳細を詰めていく中で、各課、また部長ともそれぞれ協議し、教育長とも協議し、最後は区長と協議した上で、案としてまとめさせていただいているといったところが、今ごらんいただいているものでございます。

ただ、これを具体的にもう少しこうしたほうがいいのではないかというご意見、これは運用でまた、どういうふうにしていくか、やっていくのかといった部分については、またさまざまなご意見をいただきながら、見直すところは見直させていただいて、実際に運用を図っていくというふうな形になるかとは思いますが。

中川委員 それはそれでよろしいです。よく考えられているとは思いますが、途中に私たちが何かお話をさせていただくとか、こうしたらいいというようなお話を余りしていなかったように思うので、どうしてこうなっていくのだろうという感じはあります。

それはそれとして、子どもが読むことを想定した「子ども版共育ビジョン」を作成するという事は、これはとってもいいことだと思いますね。ただ、そのときに、子どもも参加してつくれるような形というものもやったほうが良いなということをお願いします。

子ども総務課長 ただいまの中川委員のご指摘、ちょっと、途中経過等、ご説明のタイミングといたしますか、その辺をちょっと、なかなか情報提供が不十分な部分もございまして、申しわけございません。

子ども版共育ビジョンの作成につきまして、今、中川委員のご意見にございましたように、子どもたちが中心になって、子どもたちの手でつくっていくような、そういった形を考えているところでございまして、大人が作成してそれを子どもに渡すような、そういったものではなくて、子どもたちが自分たちの目線でつくっていくという、そういったような形を設けて、これを策定していきたいというふうに考えているところでございます。

中川委員 幾つかほかにあるので、いいですか。

坂田教育長 はい、どうぞ。

中川委員 それから、新たに学級経営支援アドバイザーを活用するというのですが、この辺も、いつそういうことをするようにしたのかということとか、私たちは聞いていなかったものですから。

坂田教育長 指導課長。

指導課長 これも、年度の予算を決める時期に、ほかのものと同じような時期に、今回、喫緊の課題としまして、学級の崩壊までは行かないまでも、学級に対する支援がどの学校も課題であるという学校評価や、さまざまな学校訪問の流れの中で、指導課のほうとしては、こういった支援が新たに必要であろうということで、新たな事業として決めさせていただきました。

中川委員 細かいことになってしまうといけないので、今ここではどんな人が行うのかとか、どういう体制になるのかということ、大きなことなので、どうい

う方針であるかということは、もう少し出していただきたいと思います。

坂田教育長 はい。それは私のほうで、ちょっと受けとめさせていただきたいと思いま
す。

中川委員 そうですね。

坂田教育長 個別の事業、あるいはまた、こんな社会課題があつて、こういう取り組み
をしていくということでの報告事項みたいなことは、きっと適宜やっている
ところも多分にあるかと思いますが、個別具体の事業名を予算化するとい
うことになったときに、それを各委員さんと共有できていたかという、ち
よっと不確かなところは確かにあります。

また、後ほどどういうふうな関与の仕方をしながら、1つの体系をみんな
で共有するかということは、別途やっていきたいと思っています。

中川委員 そうですね。わかりました。

あと、教員の負担を軽くするというのもあるのですが、きょうの新聞に
も、東京都では、先生方が土曜か日曜、1日は休むようにしようとか、する
ようにとかという記事が出ていました。そういうことが可能かどうかとい
うことも、区の中でも考えていかないといけないなと思います。

それから、この予算の中に、軽井沢少年自然の家をどうするかとか、そう
いうことも全然何も出ていないのですが、これも結構大きな予算をとらない
といけない問題ではないかなと思いますが。そのあたり、私たちにもわかる
ようにお願いいたします。

坂田教育長 そうですね。ここは予算の概況ということで、その中でもちょっと、ポイ
ントになるところを箇条書きにして列挙しているだけなので、つながりがよ
くわからない。

あと、今ご指摘の軽井沢については、基本的に、今、政策経営部のほう
で、いわゆる公共施設の未利用地活用という大きな枠の中で捉えられていま
す。それはもちろん個別にどうしていくかは、我々の意見も反映させないと
いけませんけれども。したがって、今この子ども部の予算の中では、それは
入っていませんけれども、区として区有地をどう活用するかという枠の中
で、今それが入っているという位置づけになっています。議論はこれから子
ども部でもやらせていただくということになります。

中川委員 それと、もう一つだけ。新スポーツセンター基本構想の策定というものが
出ていますが、これも教育委員会の範疇ではないですけれども、新スポーツ
センターというものはどういうふうにするということを、教えていただけれ
ばと思います。方針とか場所とか。

坂田教育長 はい。新スポーツセンターについては、いろんな候補地、要するに今、老
朽化しているという共通認識は持っている。さらには、その種目について
も、今求められるものに変えていかなければいけないとか、いろいろな使い
勝手の問題も含めて、建て替えということを前提にしたときに、では、候補
地をどうするのだと。仮の建て替えなら、今の場所と、あるいは別の場所
につくるのかという、その議論をしていて、これは議会の中でも特別委員会も

持たれています。

中川委員
坂田教育長

やっていましたね。

議論をしたところですが、幾つかの候補地は出たものの、ここがいいねという結論にまでには至っていないというところがあります。

今後まだ、その候補地からなのか、あるいは別のところが出てくるのか、実はそこも定かではないところがありまして、まだ議論の半ばです。正直申しまして。ここに落ちつくという話は出てきていないところでございます。

中川委員
坂田教育長

はい、わかりました。

これも地域振興部が所管でございますけれども、間違いなく子ども部、教育委員会がかかわっていかないといけないというふうには思っていますので、よろしくお願いいたします。

金丸委員

今の中川委員のご質問の裏側のことでお願いがあるのですが、それはどういうことかということ、実は予算そのものは、予算を幾ら要求するか、幾らを折衝して確保するかということは非常にテクニックが必要なもので、教育委員としてそこまでは絶対踏み込めないです。ですが、通常の場合、こちら側の予算を立てるときには、その前に事業計画みたいなものが裏側にあって、こういうのをやっていこうと。それについてはどういう要求をするかと、こういう話になることが一般的だと思いますね。少なくとも通常の企業ではそうなっているはずで。

そうすると、我々少なくとも事業計画段階では、今、事務局としてはこういうことを考えていますということを示唆していただけると、例えば我々が見ていて、いや、こここのところにこれは入りませんかというような意見も出せると思いますね。細かく、例えば各学校の特色ある教育の予算要求はこうなりますというようなものを出されても、我々はそれにはもう、手の入れようがないですね。ですから、できれば予算をつくる前の事業計画の段階で、どんなことをお考えになられていて、どういう方向がいいというふうに思われているのかということをお願いいただくと、我々も意見を反映しやすくなるなというふうに思っているものですから、ちょっと、その辺をご検討ください。

坂田教育長

はい。そうですね。間違いなくそういうことなのですが、1つ、みらいプロジェクトという区の長期目標計画の中で、少なくともこの10年間、こんな足取りで子ども部、各部についてもそうですが、物事を進めています。こういう範疇といいますか、目標に向かって進めていきますよということを、10年間のプロジェクトの中で示しているわけです。それを具体的に実現するための個別具体の事業として、毎年予算を計上していくというようなことなので、そことの関係、プロセスを含めて、ちょっと、予算要求の前段で教育委員の皆さんと議論して、あるいは共有をして、枠組みとして考えておかなければいけないだろうなというふうに、今のご質問でわかりました。

それは日常的に事業計画を見ていらっしゃるわけでもないのに、それはなかなかわからない部分もあると思いますけれども、一応その大きなバックボー

ンとしての計画があり、それをどうやって実現するかを予算で表現するというスタイルはきちっとできていますので、そこを共有したいと思います。よろしく願いいたします。

ほかに何かお気づきの点がございましたら、よろしいですか。

(な し)

坂田教育長

ただいまさまざまご指摘を賜りました。今後どう進めていくか、あるいはどういうふうな報告の仕方があるのかということを再検討、事務局の側でさせていただきたいというふうに思います。どうもありがとうございます。

では、引き続きまして、次の報告事項に行きたいと思います。子ども支援課から。保育園一次入園申請状況、お願いします。

子ども支援課長

まだ資料がないところでございます。

坂田教育長

口頭報告ですね。

子ども支援課長

はい。口頭での報告となります。

1月22日まで一次の募集を受け付けておりまして、現在審査をしているところでございます。

実際に一次の締め切りまでに入園された方の数でございます。トータル644人の方のお申し込みをいただきました。昨年度比はマイナス5ということで、昨年は649人でしたので、5人少なくなつてはございます。ただ、今回の印象というか、非常に厳しいなと思ったのが、1歳児のお申し込みが非常に多かったところでございます。1歳児が247名ということで、昨年は166人のお申し込みでございましたので、81人の増というところでございます。

細かく言っていきますと、0歳児が216人、1歳児が247人、2歳児が57人、3歳児は83人、4歳児は23人、5歳児は18人の合計644人というところでございます。

ちょっと、まだ仮の段階ではございますが、こちらにつきましては、かなり厳しい状況でございまして、特に1歳児を中心にかなり厳しいというところでございます。

また、詳細が出ましたらば、ご報告申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

坂田教育長

はい。何かご質問、ご意見がございましたら。

よろしいですか。

(な し)

坂田教育長

それでは、また、経過とともにお知らせいただきたいと思います。

続きまして、報告事項を進めます。

保育所等の施設整備計画について、子育て推進課長からお願いします。

子育て推進課長

お手元の資料をごらんください。1月23日のこの教育委員会で公募を行うところまでご報告申し上げております。平成29年度の状況について、資料をもってあわせてご報告を申し上げます。

平成27年度から平成31年度まで、こちらの年度については、現在の次世代

育成支援計画、5年間の計画期間になってございます。その一覧です。

1行目の平成27年4月1日開所、グローバルキッズ飯田橋園から、下から8つ目ですが、アソシエナーサリー霞が関、事業所内保育事業、平成29年6月1日開所、5名、こちらまでが既にオープンしている施設でございます。

平成29年度に公募し、事業者を区として選定して、現在整備を行っているのがその下の（仮称）二番町ちとせ保育園、ことしの9月1日開所予定。

（仮称）神田美倉保育園、（仮称）千代田せいが保育園、（仮称）ベネッセ内神田保育園、この3つは、平成31年4月1日開所というところで、現在整備を進めております。

その下から2行目の事業所内保育事業、事業所内保育事業は千代田区の認可権限で行っておりまして、現在31年4月開所というところで、協議を進めている段階でございます。また、成案化した段階で、改めて報告を申し上げます。

最後の青いところが、1月31日から3月28日まで、現在公募をさせていただいております。予定として130名です。

この表全体ですけれども、次世代育成支援計画、平成27年度に需要と供給の見直しをした際、1,007名ということで、この教育委員会にもご報告申し上げて、現在、実績を含めまして、この全体の表の中身、一番下の青い囲みのところ、開設予定130名を入れまして、1,075名という総定員の状況で今推移してございます。おおむね次世代育成支援計画の需要と供給に基づいたところで、現在整備のほうを進めているということで、今回は状況のほうを、ご報告申し上げる次第でございます。

あわせて、手順が若干前後してしまいましたけれども、2月8日に行われました子育て文教委員会常任委員会、議会のほうにも同様の28年度の進捗をご報告申し上げたところです。

説明は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

何かお気づきの点、ご質問がございましたら。

どうぞ。

金丸委員

よろしいでしょうか。先ほど1月22日の一次募集で、1歳児が247名で非常に厳しくなっていると、急激に増加していると。こういう状況は、平成27年度の見直しでは、多分当初予定していなかったのではないかという気がするのですが、そういう状況を前提とした場合に、平成31年まででクリアできるのか、これではもう、足りないのだということになるのかということ、どんなものでしょうか。

子育て推進課長

今の金丸委員のご質問の平成27年度の需要と供給の新たな見直しの際、ただいま現在、0歳の実際の住民基本台帳上の人口は、推計を若干上回っております。ただし、1歳から5歳については、平成27年度に行った推計、推計のほうはまだ高いレベルではございますが、ご指摘のとおり、まだまだ0歳から2歳までの子どもの人口の伸びを踏まえまして、これで終わりというこ

とではなくて、さらに新しい状況を引き続き見ながら、必要な場合には、また改めて認可保育所の募集を行っていかねばいけないというような考えでおります。

坂田教育長 よろしいですか。いいですか。

(了 承)

坂田教育長 それでは、この報告は終わります。

引き続き、インフルエンザによる学級閉鎖の状況です。学務課長から。

学務課長 インフルエンザによります学級閉鎖の状況につきまして、ご報告申し上げます。今、画面のほうに資料が出ているかと思えます。

今季のインフルエンザの発生状況、昨年12月から昌平小学校を皮切りに、こちらの表にございますように、本日現在、19件学級閉鎖を実施してございます。きょうの時点で、こちらの表にあります17番、18番、19番が学級閉鎖をするという報告がありまして、あすから学級閉鎖をするというような状況にございます。

この状況でございますけれども、昨年もこの時期に、教育委員会、この場で学級閉鎖の状況を報告させていただいておりますが、昨年はこの時点で6件、それに対して今回は19件というような状況でございます、大変猛威を振っているという状況でございます。

先月末に東京都の保健福祉局のほうから、基準をインフルエンザの予防蔓延防止に係る注意喚起と情報提供ということで、定点当たりの患者報告数が流行警報基準を超えたということから行われまして、各学校、施設のほうには注意喚起をさせていただいているという状況になってございます。

今季のインフルエンザの発生状況の報告をさせていただきました。以上でございます。

坂田教育長 はい。インフルエンザによる閉鎖の状況でございますが、何かお気づきの点はございますか。

どうぞ、金丸委員。

金丸委員 今回、特に年明けてから、インフルエンザのB型で、熱の出ないタイプが結構ふえてきて、熱がわっと出ないと、子どもたちもわからないままに学校に来て、菌をまき散らすというようなことになっているのではないかという気がするのですが、何かもう少し簡便に、インフルエンザ、要するにかかっているか、かかっていないかのチェックでなくて、来た子たちをチェックしていくような方法というものはないのでしょうか。

学務課長 ええ。チェックの方法というものはちょっと存じ上げないのですが、今回、委員ご指摘のとおり、通常ですと年末から1月、2月にかけてA型が流行してから、その後B型がはやるといったような傾向があります。今回は、この専門家ではないのでどうしてかちょっと原因がわからないのですが、A型、B型が同時に流行したために、このような学級閉鎖の状況になっているというふうに認識しております。

坂田教育長 登校した後は、なかなか検査がね。

金丸委員　　そうですね。本当は熱がわっと上がってくれば、家庭でも注意して、まずはお医者さんに連れて行ってということになるでしょうけど、熱も出ないタイプだと、そのまま行かせてしまうということが多いわけで。そういう子たちを何らかの形で簡便に、全員はチェックできないまでも、何かこういうことをやればチェックできて、とりあえず休みなさいというふうに言えるとすると、流行を結構とめられるのではないかという、素人的な発想があって、何か方法はないのかなというふうに思っているのですが。

坂田教育長　　蔓延する前にね。

金丸委員　　少なくともそういう人がインフルエンザだということは後から確認されていくわけだから、調べる方法はあるはずですね。

長崎委員　　熱は出ないけど、だるいとか、節々が痛いとか、そういうことですかね。

指導課長　　ふだんの指導の中で、やっぱりこれは、うがい、手洗い、換気にまさるものはないということ。それと、十分な栄養と休養というものが、本当にこれにはありきたりのことですが、ありきたりのことがありきたりにできないという状況だと危ないですね。

それから、学校の中では特に、給食などは楽しく食べようということなので、しゃべりながら向かい合って、給食を食べて、つついやってしまえますけれども、そういったような時期には、できるだけ1人で食べて、特に食事時の飛沫のようなどころから感染の拡大が出ますので、そういったある程度基本をしっかりと徹底させていくということも、教育委員会のほうから各学校に呼びかけていきたいと考えております。

坂田教育長　　学級閉鎖、学年閉鎖とあるけど、そうすると授業は滞るわけですけど、それはどこかで取り戻すのですか。

指導課長　　はい。基本的に補習等はしませんけれども、やはりそこが一番の学校が悩むところをごさいます、極力耐えながら、これでおさまっていくだろうという読みと、それからやはりここで一旦休ませたほうが良いという判断というものは、ある程度基準はあるのですが、そこをしっかりと見きわめるという学校長の最終的な判断というものが大事です。やはり学校としては、できる限り授業時数の確保という面で、できれば閉鎖しないほうが良いという流れの中で、判断に迫られている状況がごさいます。

教育担当部長　　ちょっと、補足を。こういったインフルエンザもそうですが、例えば台風による休校等々が、年間を通じて数日が見込まれるわけでごさいますので、年間のカリキュラムを組む際に、一定のバッファを見込んで組んでごさいます。具体的に、今5日かな、5日程度の余裕を見込んでやっておりますので、基本的には、大丈夫なのかというお尋ねの中で言えば、そういった中で吸収できるものは吸収するということです。

それが、さらにということになった場合には、これは休業をどうするかという扱いにまでなりますけれども、通常はそこまで行かない中で吸収しておさまっていると、そういう状況でごさいます。

坂田教育長　　はい。それではこの件は、よろしいですか。

(な し)

坂田教育長

では、インフルエンザに関しては終わります。

続きまして、平成30年度の区立九段中等教育学校適正検査の受検状況ですね、九段中等教育学校からよろしく申し上げます。

副参事(特命担当)

では、資料に基づきまして、平成30年度九段中等教育学校の入学者の決定の受検状況をご報告させていただきます。

適性検査を、2月3日土曜日に実施いたしました。その結果として、区分Aについては134名、区分Bについては647名、全体で781名の受検者がありました。それぞれの倍率としては、A区分は1.68倍ですね。区分Bが8.09倍です。この受検者に対して、学校のほうで採点をして、2月9日、10日、先週の金曜日、土曜日に入學の手続きを行ったという状況でございます。

説明は以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

ということでございますが。これは結果報告ですからね。お気づきの点がございますか、よろしいですか。

(な し)

坂田教育長

それでは、ただいま報告事項を先行してやらせていただきましたが、議案に戻りまして、退職管理の条例、先ほどの金丸委員のご質問についてでございます。

よろしいですかね。では、子ども総務課長、お願いいたします。

子ども総務課長

先ほどの金丸委員のご質問でございます。この改正後の条例の見出しでございますが、第2条でございますけれども、こちらが、第2条の見出しに、「役職員等への依頼等の規制」ということで、これは、見出しだけを改めたという趣旨につきましては、この第2条の本文に、もともと役職員という形でうたっております。今回、新たに改正後の条例の中で、例えば第4条あるいは第5条といった、こちらの条文について、誰に対してのどういったことを規定するかといったようなことを、見出しではっきりうたっているということから、そこと整合をとる形で、もともとこの第2条には、条文の中に入っていたところでございますけれども、改めて見出しとしてこれをうたったというものでございます。

なお、第3条につきましては、これは役職員に限らず、職員、一般の職員も含むということから、役職員という形での、そういったことで、ここにはうたっていないという、そういったことでございます。

金丸委員

よろしいでしょうか。ということは、ここに書いてある「役職員」というものは、役員と職員ではなくて、役職員であって、違うのだと、こういう趣旨ですか。

子ども支援課長

そういう趣旨でございます。

金丸委員

仮にそういう趣旨だとしても、第3条は、役職員だってあっせんをしてはいけないということは、当然になるような気がするのですが。「職員」と書く、一般的には役職員は含まないことが一般的ですよ。それでこのまま

でいいのかなという質問ですけど、ここで「職員」とやると、役職員を含む職員という趣旨だと言ってしまっているのですか。

坂田教育長
金丸委員

というふうに読めてしまうな。何か図で説明できないかな。

さっき第2条の見出しのところで、「等」をつけるから余計わかりにくくなってしまった。

坂田教育長
金丸委員

ちょっと、今の説明では明確ではないですかね、確かに。

もしその趣旨を徹底させるならば、第3条の「職員（役職員を含む）」としたほうがわかりやすいですね。

坂田教育長

なるほど。ここは、きっと、その対象をきちんとしないといけないことはもちろんのことですが、これは、この条例というものは、区単独の条例ではないのですかね。東京都は……

子ども総務課長
坂田教育長
子ども総務課長
坂田教育長

東京都も定めてはおりまして、同じような構造の条例を定めています。

条文も一緒でしたっけ、ほぼ。

条文もほぼ同じですね。

つまり準則的なのとか、技術的助言みたいなものを受けてやっているということですかね、これは。

子ども総務課長
坂田教育長

いえ、それは受けていないです。

なるほど。わかりました。そうすると、ちょっと……

それでは、今のお話で、先ほどのお答えにはきつとなっていないだろうというふうに思いますので、もう一回、ちょっと、再度確認をさせていただいて、正確なところをちょっと後ほどお示ししたいというふうに思います。

それで、この場で決定をしないと、これは意見聴取ですよ。区長部局からこれでいいですかということですよ。それでは、そこは区長部局とちょっと調整をさせていただいて、確認をした上で、もしこの文言で、基本的にその役職員と職員とは別ものだと、明確であるというようなことであれば、教育委員会としても異存はないとするか、あるいはそこがちょっと明確でなければ、確認をさせていただいて、そこを明確にした上でお返事するというようなことで。

中川委員
金丸委員

いつものように、決を採らなければいけないでしょう。

私の意見としては、ともあれ、多分きょうここで決議して、すぐに区議会に提出するというご予定でしょうから、余り文言でこだわるよりも、少なくともこれはそういうことではないだろうかとということで、検討をお願いするという附帯意見をつけて承認するという方法もあるのではないかと気がするのですが。

坂田教育長
金丸委員

そうしますと、第3条についても、役職員を含むということになるのではないかと。

を含むということにならないだろうかという意見が、教育委員会のほうから出ていると。その点をご検討くださいというような意見をつけた上で、承認するという方法があるのではないかと私は思っているのですが。

坂田教育長

はい。

中川委員 最終的には区長部局に任せる。

金丸委員 これ自身は、要するに教育委員会の部分も確かにあるけれども、多くは区長部局のところは権限を持っていることなので、そのことについて、余り強く教育委員会で細かい文言で決議ができないというふうにするのは、余りにもちょっと、合理的ではないのではないかと僕も思うものですから。

坂田教育長 はい。そういう金丸委員のご意見です。

子ども総務課長 では、ただいまの金丸委員のご意見も踏まえまして、ちょっと、事務局のほうで、区長部局とも調整させていただきたいと思います。

坂田教育長 そのような扱いにさせていただきます。

では、採決ですね。ただいまの文言については、ご指摘も教育委員会から区長部局へさせていただくと。その上で、今回の条例2件でございますけれども、これを提案して区長部局のほうで提案をいただくということに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。賛成、全員ですので、可決いたしました。よろしくをお願いいたします。

◎日程第3 その他

子ども総務課

- (1) 区立保育園卒園式・各学校卒業式及び入学式等
- (2) 平成29年度 区立学校・園卒業式等出席者名簿(案)
- (3) 教育委員会行事予定表
- (4) 広報千代田(2月20日号)掲載事項

指導課

- (1) 中学校東京駅伝大会の競技結果
- (2) 学級経営力向上研修会の開催

坂田教育長 それでは、議案が終わりました。報告事項は済みしましたので、日程第3、その他事項に移ります。

子ども総務課長 子ども総務課長からの説明でございます。よろしく申し上げます。

子ども総務課長 それでは、3月に実施されます区立保育園卒園式並びに各学校の卒業式、また4月に予定されております入学式等の日程につきまして、お知らせをさせていただきます。

3月の卒園式、修了式、卒業式につきましては、こちらに記載の日程のとおり、九段中等教育学校の3月3日の卒業式以降、3月23日の各小学校の卒業式に至るまで、このような日程で予定されているものでございます。

また、4月の入園式、入学式でございますが、こちらは4月3日の各保育園の入園式以下、4月10日の各幼稚園・こども園の入園式に至るまで、このような日程で実施されるというものでございます。

坂田教育長 はい。わかりました。

では、引き続き。

子ども総務課長 はい。続きまして、各学校・園の卒業式等へのご出席いただく委員の皆様
の案といたしまして、このような形で割り振りをさせていただいたもので
ございます。

まず、小学校、幼稚園につきましては、3月15日と3月23日、こちらは区
長が千代田小ということで、教育委員の皆様は、このような形でご担当をお
願い申し上げさせていただきたいというものでございます。

以下、中学校、中等教育学校につきましても、このような形でお示しさせ
ていただくものでございます。

坂田教育長 はい。よろしく願いいたします。

よろしいですか。

長崎委員 辿って教えていただけるのですか。一連の流れとかは。

坂田教育長 そうですね。これは、当日どんな進行の中で、どんな振る舞いをしたらい
いかということ。

長崎委員 ご指導ください。

子ども総務課長 事前にまた、ご説明をさせていただきます。

長崎委員 本当は、3日の九段中等が初日になるので、前もってどなたかがやられる
のであれば、それをこっそり見に行きたいなと思っていたのですが。いきな
り九段中等が割り振られていたので、もう腹をくくるしかないですね。

坂田教育長 そうか。

長崎委員 最初ですよ。何かまだ私の担当の前に誰かやるのが見られるのだったら
見たかったですけど。

中川委員 いつも見ているのではないですか。

長崎委員 いえ、意外と見ていないですね、これが。教えていただいて、頑張っ
てきます。

子ども総務課長 また、事前にご説明いたしますので。

長崎委員 よろしく願いします。

坂田教育長 引き続き、教育委員会の行事予定と広報千代田ですね。

子ども総務課長 それでは、教育委員会の行事予定表でございますが、本日13日火曜日以
降、3月30日に至るまでの行事予定の一覧のほうをこちらのほうにまとめさ
せていただきました。

続きまして、広報千代田、2月20日掲載事項一覧でございます。

こちらにつきましては、子育て推進課、児童・家庭支援センター以下、生
涯学習・スポーツ課、文化振興課等の各種事業につきまして、掲載予定で
ございます。

こちら、ご説明は以上でございます。

坂田教育長 はい。このような予定が組まれておりますので、よろしく願いします。
どうぞ。

金丸委員 当初の予定では、3月13日に教育委員会はなっていたけれども、区議会の
関係で、3月15日に変更という話だったですよ。この3月15日も無理で元

に戻ったのか、それとも別の日にするのかということをお教えください。

坂田教育長
子ども総務課長

はい。事務局。

3月につきましては、3月16日の金曜日の午後3時に教育委員会ということをお願いさせていただくものでございます。3月13日が変更になりまして、16日金曜日午後3時でお願いいたします。

坂田教育長
長崎委員
金丸委員
子ども部長

当初は、いつをいつに変更すると言っていたのですか。

13日を15日にと。

13日を15日と言っていたかと。

15日は、午前のところは、幼稚園の卒園式で、それで区議会の常任委員会がおくれて、午後は区制記念日表彰式があります。それから常任がその合間を縫うようにやるような形になっていますので。

坂田教育長

そういうことで、点々としてしまいました、申しわけございません。

大丈夫でしょうか。

金丸委員
坂田教育長

16日は大丈夫です。13日に戻られるとちょっと困るなど。

すみません。それでは、16日でお願いいたします。

ほかにございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長
指導課長

では、そういう予定でございますので、ご理解ください。

それでは、指導課からの情報提供をお願いします。

それでは口頭で。資料はございません、2点報告をさせていただきます。

1点は、明るい報告です。

去る月2月4日、日曜日です。調布市の味の素スタジアムで、例年行われております中学校東京駅伝大会がございました。応援に来ていただきました委員の皆様、ありがとうございました。

ことは男子も女子も大健闘いたしまして、昨年度、女子は44位でしたが、ことは20番上げまして24位になりました。男子も、昨年47位が5位上げまして42位ということでございます。特に、女子のほうは過去最高記録を出しました。昨年度の記録を6分近く縮める大健闘ということで、こちらも東京都のほうから、過去の記録で最高の記録を出したということで、賞をいただいております。

また、この男子と女子の記録を総合して、総合順位というものが決まります。例年50区市から集まっておりまして、今回まだちょっと、正式な記録が出てきておりませんが、予想しますと、この男女の健闘で、30位から35位ではないかと思えます。過去、数年前はなかなか最下位を脱出できなかった状況の中で、ここ数年少しずつ順位が上がってきてまして、ことは飛躍的に上がりました。

その原因としましては、ことは、毎年10位以内に入っている墨田区と、強豪チームと合同で休日に合同練習をしたこと、それから、昨年度、一昨年度と順位を少しずつ上げていって、みんなが1つに、3つの中学校だけでございますが、そうした雰囲気が醸成されて、後輩に引き継がれて、この大会

に向けてしっかり頑張ろうということ、そして、今までは私立の学校にも応援を依頼しておりましたが、ことしは3つの区立中学校・中等教育学校だけで組みました。そのこともありまして、非常にチームワークがよかったですのではないかなと思っております。

また、応援団席も非常にいい席に陣取りまして、ちょうどスタジアムに入ってきた最後の四、五百メートルを走るその入り口の、近くに応援団席がありました。そこでみんなで必死に応援することによって、そこに入ってきてから順位をまた、前の人を抜いて上げるような状況なども多々見られまして、例年はある程度の順位からどんどん下がっていっていましたが、ことしはある程度の順位からまたさらに少しずつ上げていくという、とても子どもたちはよく頑張ったなと感じております。

ちなみに、女子は16人で30キロを走ります。男子は17人で42.195キロを走ります。女子の16人の内訳は、神田一橋中が1名、麴町中が8名、九段中等教育学校が7名。そして、男子17名につきましては、神田一橋中が5名、麴町中が4名、九段中等教育学校が8名という形で、多少ばらつきはございますが、全ての学校が入ったチームでの好成績だったということで、ご報告を申し上げます。

また、正式な総合順位が入り次第、委員の皆様にもご報告させていただきます。さまざまな支援、ありがとうございました。

続けて、2点目でございます。先ほど中川委員からもありました学校経営支援アドバイザー、これは、各学校によりよい学級づくりのためのアドバイザーを派遣して学級を立て直すという、これは年度当初から決められていたものですが、ここに来まして、指導課訪問、さらにさまざまな情報をいただきますところ、学級経営に非常に苦慮しているという、特に若手を中心とした先生方がいらっしゃいます。そうした先生方にしっかりと支援を教育委員会でしていきたいということで、これは教育長のほうからもいろいろご指導やアドバイスをいただきまして、急遽ではございますが、この春休み、3月26日の月曜日の午前中に、そうした各学校で苦勞して、なかなか学級経営がうまくいかなかったら、ぜひこの機会に学級経営をさらにブラッシュアップしたいというような先生方を任意で集めまして、研修会を開くことになりました。本来ですと、研修会は、著名な先生方を呼んで、理論から始まって、一般的なもの、研修をさせていただくのですが、それは東京都の研修や定例的にそれぞれの悉皆研修の中に織りまぜておりますので、ことしは区内にいらっしゃる、いわゆる優秀な先生、学級経営とか生徒指導とか、それから保護者対応がとても得意な、いわゆる我々はスーパー・ティーチャーと呼んでいますけれども、ベテランの先生方に一堂に会していただいで行きます。具体的にそういう方も若いときには失敗があった、ただ、こういったことを学んで、こういう対応をすとうまくいくようになったとか、そういった生の、まさに身近でそれぞれの学校の中で素晴らしい経営をされている先生方が、直接アドバイスができたり、演習ができたり、一人一人の先生方のそう

いったエキスというのでしょうか、ポイントを全員に話していただいて、ぜひ実のある研修にしたいというふうを考えております。

ただ、校長先生方からも、任意でございますので、そういった必要な校長先生方に声かけを積極的にしていただくと同時に、そういった先生方が集まりますので、一般の普通の先生でも、ぜひ研修してみたいという方には、どんどん参加していただきたいと考えております。

2点、報告でございました。以上です。

坂田教育長

ありがとうございました。

それでは、これで本日の案件につきましては終了でございますが。

特に何かございますでしょうか。よろしいですか。

金丸委員。

金丸委員

このところマスコミで騒がれている中央区の某小学校がありますよね。すみません、千代田区でも標準服を使っている学校がありますが、ああいうときに、今回のように、校長先生が独走したら、それで標準服が変わるといようなことが、千代田区でも起き得る余地があるのでしょうか。

坂田教育長

指導課長。

指導課長

制服の決定権というものは、ご案内のとおり、やはり校長にございます。ただし、あそこでも議論されておりましたが、やはり教育委員会に相談とか、広く、段階を追って、地域の意見や保護者の意見、話し合うところが欠けていたという校長の記者会見でもありましたように、やはりそういったことが、今後起きかねないとも限りませんので、そうした一定の、今回のことを機に、制服に限らず、何か新たなことを企画する場合は、教育委員会のほうに事前に情報提供や、地域としっかりと話し合うというような呼びかけはしていきたいと考えております。

金丸委員

どうぞよろしくお願いいたします。

あと、もう1点、これも、1週間ぐらい前のニュースに、紙おむつの回収事業を、豊島区でやると書いてありましたけど、千代田区は、保育園の紙おむつの回収というものは、どんなことでやっているのでしょうか。

子ども支援課長

今、金丸委員のご指摘でございますが、豊島区のほうで予算のプレスの発表の際にお話がありましたけど、千代田区では、区立も私立も、今現在、紙おむつにつきましては、園内で処理のほうをさせていただいているところでございます。基本的には、引き取りは保護者の方々にはしていただいているという状況でございます。

金丸委員

ありがとうございます。

坂田教育長

はい、どうぞ。

中川委員

今のその某小学校の問題ではないですけど、ちょっと、それにも通じるところがあるかもしれないので。成人式に業者が倒産に晴れ着がなくなってしまったという騒動がありましたけども、それに対して、ちょっと、成人式のあり方はこれでいいのだろうか。華美な服装に走って、成人式をやっていくのはいいのだろうか。疑問を感じる声がありました。晴れ着がなくなっ

てしまったということばかりに目が行っているけれども、成人式の本来の目的を考えたならば、そういう着飾っていくことが第一義ではないのだから、地に足が着いた成人式を考えたほうがいいのではないかということを行っている人たちもいます。新聞の投書などを見ていると、そんな意見もあります。

千代田区でも、成人の日のつどいに委員を募集しますが、行政側として、そういう成人式のあり方はこれでいいのだろうかということも、きちんと考えてほしいという、メッセージを出すことは必要ではないかなというふうに思うのですが。

坂田教育長 それは、成人の日のつどい、千代田区の場合はホテル・ニューオータニですか。それ自体が、これはまた、普通は公民館とかでやるわけですけど。

今は、その事業計画というか、所管は地域振興部ですよ。青少年委員の皆さんがかかわって、実行委員会みたいな形でやっていますね。そこでは、当該の今度二十歳になる人たちが知恵を出しながら基本はやっていくと。

中川委員 やっていくわけですが……

坂田教育長 というのですが、そこに問題提起というか、問題提起をするということなのだろうかという。

中川委員 行政ももう少し、そういう意味では、そういう提案をすることもいいのではないかなと。

金丸委員 それに関連して。関連しているかどうかわかりませんが、最近小学校の卒業式で、袴が非常にふえてきた。私も、確かにここ数年、女の子の袴姿がすごくふえてきたなと思っているのですが。

坂田教育長 小学校ですか。

金丸委員 小学校ですよ。男の子はそれこそ1人、2人ですが、女の子は非常にふえてきていて……

長崎委員 いえ、結構男の子も、友達同士で、親同士ですよ、去年、九段小で何人か男の子の袴というものがいました。

坂田教育長 そうですか、小学校で。

金丸委員 これもやっぱり検討する課題があるのではないかということが1つと。

もう1つは、成人式に絡んでは、2分の1成人式については、実は果たしているのだろうかという意見もかなり強いですよ。要するに両親がそろっているような家庭ならばいいけれども、そうではない家庭もあるのだと。あれはどんなものだろうかという話があって。しかし、といっても、あれを期待している保護者も非常に多いものだから、校長がどんなものだろうかと思っても、校長の判断でやめることはできないだろうというふうに思うわけです。だから、そういう意味では、教育委員会で少し検討する必要があるのかなというふうに思っています。

中川委員 私もその2分の1成人式についてはお話ししようと思っていたのですが。

坂田教育長 まあ、実はそのことは、私どものほうでもちょっと課題になっていて。

中川委員 そうですか。

坂田教育長 ええ。もう実施する間際で、お母さん方にも相当お手伝いいただいた最中だったものですから、やめるというわけにはいかんにしても、相当配慮したやり方にしてもらったというようなことでやっていただいた経過が……

教育担当部長 それを言ってしまうと、運動会とか学芸会とか卒業式とか授業参観とか、あらゆる行事に全部かかってくる話になるのではないのでしょうか。

中川委員 でも、2分の1成人式というものは、この何年か出てきたもので、どこかの学校で言い出したらば、それが瞬く間に広がっていったというわけです。成人式にしても、一番初めというものは、どこかの地方が戦後やったということはあるわけですけどね。

ただ、2分の1成人式というものは、10歳で成人の半分ととらえているわけですよ。成人式というものは、大人になったということですよ。2分の1というときに、まだ途中ですよ。そのときに、そういうことで振り返ってみる必要というものがあるのかどうかということ。

それから、今、金丸委員がおっしゃったように、今、家族がすごく複雑化していますよね。だから、必ずしも両親がそろっている人ばかりではないけれども、お父さん、お母さん、ありがとうございますとかということを行わなければいけないというのは、適当かどうかということですよ。

だから、その辺で、運動会などとはちょっと違うかなと私は思います。

教育担当部長 そうですね、2分の1成人式のやり方そのものに対してのということとは確かにあると思いますね。

中川委員 10歳でそこまで成長したということは、それは確かにありますけれども。

子ども部長 私の時代は、15歳のときの元服のかわりの元服式みたいなものを、千代田区の中学でやっていました。だから、それはそれで元服式ではないけど、15歳を元服に見立てて、そういう式典みたいなものを昔はやっていました。

あと、成人式が、民法の改正で18歳になるだろうと言われている中で、18歳になると1月は受験の真っ最中で、着物を着る機会というのがどんどん減って、受験のど真ん中で成人式だから、成人式に出る人が減るかも知れない。だから、もしかしたら成人式の年齢が変わることによって、成人式の形態が大きく変わるのではなかろうかって言われています。

あと、成人式の日、着物を着ている女性が多いですが、今、結婚式とかで、昔、成人式に着物を着たとき、結婚式でも結構女性は着ていたけど、今は余り結婚式に呼ばれたときに、若い女性が着物を着なくなってしまっています。そうすると、多分成人式のときに着物を着ないと、ほとんど、これ、いい悪いは別ですが、日本の伝統文化との関係で、そういう着物を着るといふ文化を、そこで今唯一保っているのが成人式ではないのかなと。それがなくなってしまえば、ほとんどもう、大人になっても着ないままになります。だから、そこも含めて、話としては18歳とか、1回しか着る機会がないとか、その辺を含めて、議論的にはかなり幅広い話なので、すぐに結論が出る話ではないかと思います。

金丸委員 僕は、元服式で、義務教育が終わって、その式では、そこまで成長した子

どもたちが、自分は未来に向かってこういうふうにするんだという意見表明の場であれば、何の問題もないと思います。それを、家族への感謝とかそういう形でまとめてしまうところにちょっと問題があるのかなというふうに思うのですが。

坂田教育長　そうですね。きっといろいろ教育的効果とか、今の社会事情、家庭の事情も相当多様化していますから、従来のやり方はやはり課題がないのかというところ、あるだろうなというふうに思います。

中川委員　あれは全校がやるのですか。

指導課長　去年まで、小学校で、2分の1成人式をやった経験がある学校は……

統括指導主事　そうですね。今いろいろ話が出ていますが、2分の1成人式がいけないということは、やはり内容が一番問題になってくるのかなと思いますので、やはり生活科だとか総合的な学習の時間の中で取り入れる学校が多いです。ただ、ことしに限らず、全国的に、内容について、いろいろな家族形態がある中でどうなんだろうという声は、既に教育現場では出ています。そういったところをしっかりと精査した上で、その地域の実態に応じた形で行っていければいいのかなと。

要は、子どもたちが、10年とか20年とか、1つの節目とか、意義だとか、そういうふうに捉えやすい時期だと思いますので、そこで自身の成長を振り返って、また今後の自分の学校生活とかふだんの生活に生かせるような、そういった形でやっていくのであれば問題ないのかなというふうに思っております。

中川委員　それと、もう一つ思ったことは、やっぱり行事や何かがそれこそいっぱいふえているのに、そういうことまでどんどん増やしてもいいのだろうということ。逆に先生方の負担や何か、それで大きくなるわけだし。なるべくそういうところからも減らしていてもいいのではないかなということも思いました。やっぱりそれをやるためには、結構準備が必要ですからね、先生方の。

指導課長　そうですね。一応いろいろ、作文の時間とか親へのメッセージとか、いろいろ書かなければいけないので、負担は結構あると思います。

ただ、その負担と教育的効果という部分の費用対効果の中で、全ての行事を学校の中でもう一回見直して、圧倒的にまだ、今、仕事量が過多になっていますので、その精選を、やみくもに切ってしまうのではなくて、優先順位をつけて、学習効果と、それからそのための負担というものをうまくてんびんにかけて、少しずつ減らしていくという方向が非常に大事かなと思っております。

坂田教育長　この話はこのあたりでよろしいでしょうか。

それでは、本日の教育委員会定例会はこれにて終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。